

令和6年度輸出先国の規制に係る産地への
課題解決支援委託事業

報告書

令和7年3月18日

一般社団法人全国植物検疫協会

目 次

1. はじめに	1
2. 専門家リストの整備	
(1) 専門家の募集	2
(2) 専門家選定委員会の開催	2
(3) 専門家の委嘱	2
3. 相談窓口の設置	
(1) 相談窓口の設置	4
(2) 事業の広報	5
4. インターネットサイトの運営	7
5. 産地等の現状把握の実施	
(1) 輸出産地カルテの作成	9
(2) 産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取	11
6. 専門家による技術的支援の実施	
(1) 技術的支援の検討	11
(2) 課題解決支援事業の実施	12
(3) 専門家による情報収集	12
7. 技術的支援の実施結果	
(1) 輸出産地カルテの作成状況	13
(2) 相談者の傾向	13
(3) 相談の輸出先国の傾向	14
(4) 相談の輸出品目の傾向	14
(5) 相談内容の傾向	15
(6) ブロック別の相談件数	16
(7) 輸出先国別の相談傾向	16
(8) 技術的支援の実施状況	18
8. 事例集の作成	20
事例1：シンガポール向けにカキ生果実の輸出に取り組む事業者	20
事例2：アメリカ向けにナシ生果実の輸出に取り組む生産者団体	21
事例3：台湾向けにメロン・ナシ生果実の輸出に取り組む事業者	22
事例4：台湾の残留農薬基準をクリアしてイチゴ生果実の輸出を 目指す2生産者	23
事例5：インドネシア向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む事業者	24
9. 技術資料の作成	25

10. 事業の実施	25
11. まとめ	25
12. おわりに	28

別紙（技術資料）

農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬	31
--------------------	----

1. はじめに

令和2年11月に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠である。このため、輸出先国に存在しない特定の病害虫が我が国に存在していることにより特別な防除や選果等の作業が必要となる場合や、輸出先国において輸出しようとする農産物に対する残留農薬基準値が極めて低く設定されていることにより生産の際に相手国の基準値を超過しないような農薬の使用方法による防除等が必要となる場合がある。また、運送方法や梱包方法、ポストハーベストによる品質への影響も産地が抱える課題となっている。

これらの点を踏まえ、植物検疫、病害虫防除、流通・販売など幅広い分野の専門家から構成される産地への技術的支援体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地、流通・販売事業者の意向及び課題を聴取・分析し、産地等の要望に合致した専門家を現地に派遣すること等により、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的支援及びその調査・分析を行い、輸出先国の規制に則した防除体系、栽培方法、流通形態等の普及を促進することを目的として、「令和6年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業」を実施した。

一般社団法人全国植物検疫協会（以下、「全植検協」という。）では、本事業を円滑に進めるために全植検協内に課題解決支援事業事務局（以下、「事務局」という。）を置き、次により事業を実施した。

- （1）事業計画書の提出及び委員会等の開催
- （2）専門家リストの整備
- （3）相談窓口の設置
- （4）インターネットサイトの運営
- （5）産地等の現状把握の実施
- （6）専門家による技術的支援の実施
- （7）事例集の作成
- （8）技術資料の作成

2. 専門家リストの整備

(1) 専門家の募集

事務局は関係機関を通じて、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の適正使用・農薬残留等、④流通・販売等に係る各分野の専門家を全国規模で募集を行った。また、全植検協ホームページの課題解決支援事業に募集案内を掲載し、広く募集した。

なお、募集する専門家は、本事業に理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者とした。

(2) 専門家選定委員会の開催

専門家の選定に当たっては、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理及び農薬の適正使用、③農作物の輸出に係るいずれかの業務に5年以上従事した経験のある有識者から構成される選定委員会を令和6年4月16日に開催し、当該有識者の助言を踏まえて専門家を登録し専門家リストの整備を図ることとした。専門家選定委員会では、専門家選定委員会運営内規、専門家選定委員会の委員長及び副委員長の選出並びに事務局が提示した専門家の候補者71名の検討を行った。

各委員からの助言及び意見を踏まえ、運営内規の承認並びに委員長及び副委員長の選出を行うとともに候補者71名について専門家として承認された。

(3) 専門家の委嘱

専門家選定委員会を経て承認された専門家（71名）については、全植検協会長名の委嘱通知を交付し、専門家登録を行った（表1,2）。

表1 専門家の登録者数

分野	植物検疫	植物検疫 残留農薬	農薬適正使用 病虫害防除	病虫害防除・ 栽培管理	植物検疫 流通・販売等	合計
登録者数	38名	1名	19名	12名	1名	71名

表2 地区別の登録専門家数（主たる専門分野で区分け）

	植物検疫	農薬適正使用 (病虫害防除)	病虫害防除 栽培管理	流通・販売
北海道地区	7 名	0 名	0 名	0 名
東北地区	3 名	0 名	4 名	0 名
関東地区	7 名	1 名	8 名	0 名
東海地区	2 名	1 名	0 名	0 名
北陸地区	4 名	3 名	0 名	0 名
近畿地区	6 名	7 名	0 名	1 名
中国四国地区	5 名	7 名	0 名	0 名
九州地区	3 名	0 名	0 名	0 名
沖縄地区	2 名	0 名	0 名	0 名
合 計	39 名	19 名	12 名	1 名

3. 相談窓口の設置

(1) 相談窓口の設置

相談窓口は、産地等から電子メール、電話、ファックス等で相談や問合せ等を受けることができるとともに地域毎の利便性を踏まえて各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）に少なくとも1カ所以上開設するとして、全国17カ所に設置した（表3）。相談や問合せ等の対応は、月曜日から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前10時から午後5時の間とした。

なお、各相談窓口には専用電話を設置して対応した。

表3 令和5年度の相談窓口

ブロック名	相 談 窓 口	連 絡 先
北海道地区	（一社）釧路植物検疫協会内（釧路市）	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内（小樽市）	070(1548)6147
	（一社）室苦植物検疫協会内（苫小牧市）	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内（酒田市）	070(3176)8427
関東地区	（一社）日本くん蒸技術協会内（東京都）	070(1569)3466
	（一社）全国植物検疫協会（東京都）	070(1187)1520
	横浜植物防疫協会内（横浜市）	070(1188)4961
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内（射水市）	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内（名古屋市）	070(1502)9038
近畿地区	（一社）神戸植物検疫協会内（神戸市）	070(1186)2975
	（一社）大阪植物検疫協会内（大阪市）	070(3236)8765
	和歌山植物輸出入検疫協会内（和歌山市）	070(1403)9276
中国地区	（一社）岡山県植物検疫協会内（倉敷市）	070(1398)2752
	（一社）広島県東部植物検疫協会内（福山市）	070(1499)7759
四国地区	（一社）香川県植物検疫協会内（坂出市）	070(1461)6169
九州地区	九州植物検疫協会内（北九州市）	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内（浦添市）	070(1556)4312

(2) 事業の広報

本事業の広報を目的として、産地や事業者を対象としたリーフレットを作成し（図1）、令和6年4月、農林水産省、各都道府県、全農、JETRO、日本政策金融公庫、支援事業専門家、当協会会員等に配布した。また、専門家が支援を実施する際等にも配布するなどして事業年度内に合計で6,500部の配布を行った。配布状況は、表4のとおり。複数の相談者からは、当該リーフレットを見て相談窓口につながったなどの声もあった。

なお、当該リーフレットには、モバイル機器からも本事業のホームページにアクセスしやすいようQRコード（図2）を印刷した。



図1 支援事業のリーフレット



図2 事業HPのQRコード

表４ リーフレットの配布先

送付先	送付枚数
農林水産省（農政局等を含む）	1,210
植物防疫所	455
都道府県・市町村	1,410
全 農	9
JETRO	170
日本政策金融公庫	600
支援事業相談窓口	1,446
全植検協会員	857
専門家（相談窓口を除く）	39
その他	304
合 計	6,500

この他、植物防疫所のホームページに掲載された「その荷物、持ち出せないかもしれません。」という広報誌に「課題解決支援事業事務局」を紹介いただくとともに当該サイトのお問い合わせページの QR コードを掲載していただくなど、広報を実施した（図 3）。



図 3 植物防疫所ホームページ（左）
紹介された広報誌（右）



4. インターネットサイトの運営

事務局は、本事業の趣旨、農産物輸出等に係る最新情報、相談窓口の紹介等を行うため、全植検協の HP (<https://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>) 内に本事業の専用ページ（図 4）を開設し、次のように運営を行った。

- (1) 事業の紹介等：事業の趣旨及び相談窓口の開設状況等を紹介した。
- (2) 農産物輸出に係る情報：農林水産省等が発出している最新情報等を掲載するとともに各種広報を行った。
- (3) 関係機関等のリンク掲載：農林水産本省、植物防疫所、地方農政局等及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、日本政策金融公庫が設置する輸出相談窓口等を紹介するとともに、相互リンクや各機関が提供する関係情



図 4 支援事業のサイト

報へのリンクを貼った（図5）。

- （4）リーフレットの掲載：本事業に係るリーフレットを掲載し、誰でも閲覧、ダウンロード出来るようにした。
- （5）報告書等の掲載：過去に実施した農産物輸出に係る事業の報告書及び事例集等をPDF版にして掲載した。
- （6）技術的支援で使用する資料の整備：「輸出支援専用ページ」を開設し、専門家が用いることができる基礎資料や技術情報、農産物輸出に関する最新情報、会議資料等を掲載し、専門家の支援に努めた。



図5 関係機関のリンクサイト

- (7) 質問対応：HPに開設した「お問い合わせ」に寄せられた質問や相談については、関係機関（植物防疫所、検疫所、地方自治体等）にその内容に関する規制等を確認した上で、電子メールで回答を行うとともに、必要に応じて電話による説明を行った。

5. 産地等の現状把握の実施

(1) 輸出産地カルテの作成

事務局は、産地等から輸出に関する意向、現状、課題等を聴取・分析し、産地ごとの課題の解決策や輸出実現までに必要な取組等を記録するため、「輸出産地カルテ」（図6）を作成した。

輸出産地カルテは、次の項目を設け、その詳細を記載するよう整備した。

- ① 相談者の区分、所属、氏名、住所、連絡先
- ② 輸出を検討している農産物と輸出先国
- ③ 輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）
- ④ 国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、通関業者、支援団体等）
- ⑤ 輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容
- ⑥ 相談又は聴取内容に係る対応等
- ⑦ 専門家の対応等の各項目
- ⑧ 支援事業の実施状況（支援内容、進捗状況、今後の予定等）
- ⑨ 生産園地等の見取り図
- ⑩ 産地等における検討体制
- ⑪ 産地・事業者等との打ち合わせ等の概要
- ⑫ 相談者との電話・電子メール等での対応履歴（対応概要を時系列に記載）
- ⑬ 支援に当たって配付・使用した資料名
- ⑭ 相談者から提供された資料名
- ⑮ 支援の成果等

これらの項目については、相談窓口担当者及び支援等を行った専門家が、その都度必要な記載を行うとともに事務局と情報を共有した。

また、輸出産地カルテについては、他の目的での使用を禁じる等、個人情報の管理にも十分に留意した。

輸 出 産 地 カ ル テ

番号: (窓口番号:) 作成年月日: 年 月 日

相談者		※主な生産物及び作付面積は、生産者(農家)の場合にのみ記入	
区 分	生産者	輸出事業者	物流業者
所 属	自治体		J A
住 所	氏 名		その他()
主な生産物及び作付面積(※)		連絡先	
輸出を検討している農産物及び輸出先国			
農産物名		輸出先国名	
輸出先国の検疫条件等			
輸出計画の作成状況			
輸出時期		数 量	
輸送形態		輸出予定港	
国内外のパートナーの有無			
産 地		輸出業者	
通関業者		支援団体	
バイヤー		そ の 他	
輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容			
当該産地等における技術的支援の進め方(相談又は聴取内容に係る対応)等			
作成者			
所 属		氏 名	
備考	措置		

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

図 6 輸出産地カルテ (抜粋)

（２）産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取

全国 17 カ所に設置した相談窓口及び事務局は、生産者や輸出者等から農産物の輸出に係る植物検疫条件や手続き、残留農薬、病虫害防除等に関して相談や問い合わせがあった場合、輸出の意向、現状、課題等について上述の「輸出産地カルテ」の①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。

6．専門家による技術的支援の実施

（１）技術的支援の検討

事務局は、産地等から聴取した内容を分析して、課題を解決するために適した専門家を選定した。その後、専門家と技術的支援の方針を協議した上で、専門家は、産地等の意向をもとに現地関係者を含めた検討体制を構築した。

具体的には、次により実施した。

① 産地等から聴取した内容の分析及び専門家の選定

事務局は、相談窓口又は事務局が作成した輸出産地カルテの内容を分析・精査し、課題を解決するために適した専門家を専門家リストの中から選定した。専門家の選定に当たっては、支援の継続性や地域性、専門分野などを考慮しつつ、1～2 名を選定した。

② 支援方針の協議

事務局は、産地等が抱える課題の解決のため、具体的な方法等について専門家と電話や電子メールで協議した。また、必要に応じて、植物防疫所等関係機関から関連情報を収集し、専門家と共有した。

③ 検討体制の構築

技術的支援の実施に先立ち、専門家は、産地等と相談の上、当該産地等に関わる都道府県の担当者、市町村の担当者、J A の営農指導員、生産部会関係者と連携し、当該産地等からの輸出に向けた検討体制の構築を図った。

（２）課題解決支援事業の実施

事務局は、技術的支援方針に基づき、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況を考慮し、産地の実態に応じた技術的支援を実施するよう専門家に指示した。産地等に派遣された専門家は、支援方針に基づき、事前に作成した資料による説明や現地における栽培状況に応じて指導等を行い、その内容を詳細に輸出産地カルテに記録した。

具体的には、以下により実施した。

① 専門家の派遣

事務局は、産地等への派遣が決定した専門家に対して、事前に課題等が記載された輸出産地カルテを送付するとともに支援方針について当該専門家と協議した。

産地に派遣された専門家は、支援方針に基づき、輸出先国の植物検疫条件、輸出植物検疫の手續方法、輸出先国の定める残留農薬基準に応じた農薬の適正使用等について説明するとともに、農産物の生育状況や病害虫の発生状況に応じた栽培管理に係る助言を、継続的に実施した。

また、携帯品（おみやげ）の持ち出しに取り組む産地等に対しては、「検疫受検円滑化モデル」（<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/attach/pdf/171004-36.pdf>）を活用して、おみやげとして農産物を円滑に持ち出すための体制づくりの指導を行った。

② 進捗状況の確認

事務局は、専門家から提出される輸出産地カルテのほか、専門家と電子メール等で連絡を密に取り、産地等への技術的支援の進捗状況を把握した。

（３）専門家による情報収集

産地等に派遣される専門家又は事務局は、産地等において技術的支援に取り組む際に必要となる、輸出先国の植物検疫条件、必要な手續、残留農薬基準など等の情報について、必要に応じ植物防疫所等関係機関に確認を行うなど収集し、事務局及び専門家間でその情報を共有した。

7. 技術的支援の実施結果

(1) 輸出産地カルテの作成状況

生産者、地方自治体、輸出者等から寄せられた相談や問合せ等は延べ 442 件で、このうち、植物検疫や残留農薬等の課題に関する相談について、相談窓口及び事務局が作成した輸出産地カルテは合計 351 件であった（2 月末現在。以下、実施結果のデータはすべて同じ。）。

表 5 月別の輸出産地カルテの作成数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
作成数	30	20	32	27	83	13	17	99	7	10	13		351

(2) 相談者の傾向

相談者は生産者からが 121 件(35%)と最も多く、次いで輸出者 116 件(33%)、物流業者 45 件 (13%)、自治体 15 件 (4%) 等であった。なお、その他の 50 件は、コンサルタント事業者、JETRO、農薬メーカー、農産物の輸出を支援している団体等である。また、海外在住者から日本産農産物を輸入したいとして植物検疫条件等を照会した相談が 7 件あった。

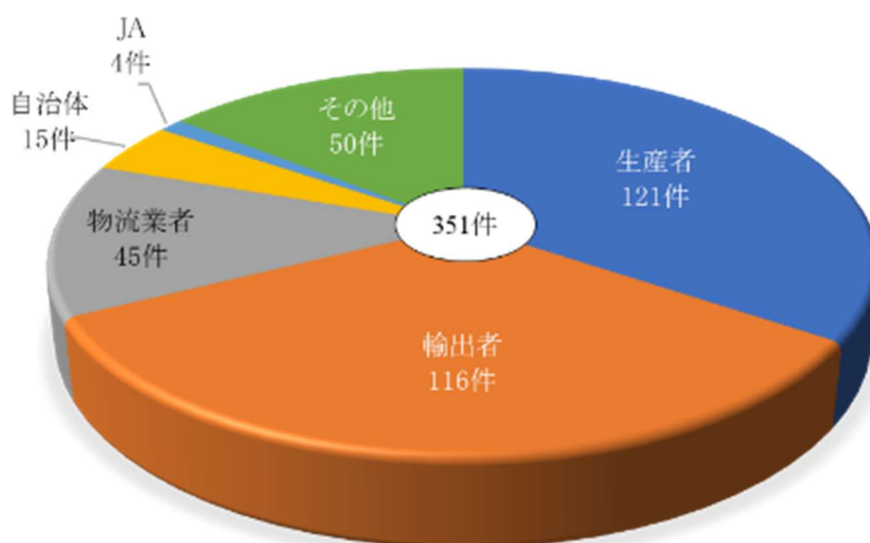


図7 相談者別のカルテ数

（３）相談の輸出先国の傾向

相談で最も多かった輸出先の地域は、アジアで 184 件（件数は重複している地域がある）あり、全体の 43%を占めた。次いで北米の 53 件、欧州の 44 件などの順であった。国（地域）別に見ると、台湾向けの相談が最も多く 73 件（全体の 17%）あった。次いでアメリカ向けが 45 件、EU 域内向けが 40 件、タイ向け 36 件、シンガポール向け 31 件、中国向け 29 件、香港向け 22 件、ベトナム向け 22 件などの順であった。また、輸出できるならどこへでも出したいとする（全世界）相談やまだ輸出先も決めておらず輸出先未定としての相談事例が多数あり、合計で 109 件あった。

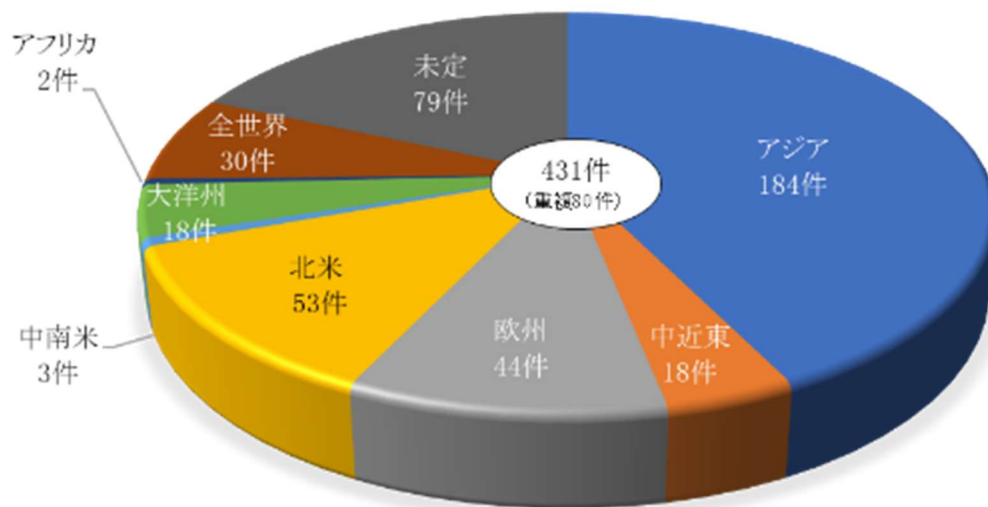


図8 輸出先国別の相談件数

（４）相談の輸出品目の傾向

相談で最も多かった輸出品目は、野菜（イチゴ、メロン、ミニトマト、トマト、ナス、レタス、キャベツ、ナガイモ、サツマイモ等）で 114 件（28%）、次いで生果実（ミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ、カキ、モモ、スモモ等）の 78 件（19%）、コメ 37 件、木材・製材 32 件、栽植用植物 14 件、お茶 13 件などの順であった。相談の多かった生果実、野菜で見ると、温州ミカン等のカンキツ類が 26 件、イチゴが 25 件、リンゴ 16 件、サツマイモ 14 件、ブドウ 13 件などであった。

その他は、特に品目を限定せずに農産物としたものが 32 件、干し柿や干し芋、野菜の加工品など乾燥果実や乾燥野菜が 17 件、家具や樽などの木工品が 8 件、プリザーブドフラワーなどの乾燥植物が 7 件などであった。また、輸出はしたいが全く未定とした相談も 20 件あった。

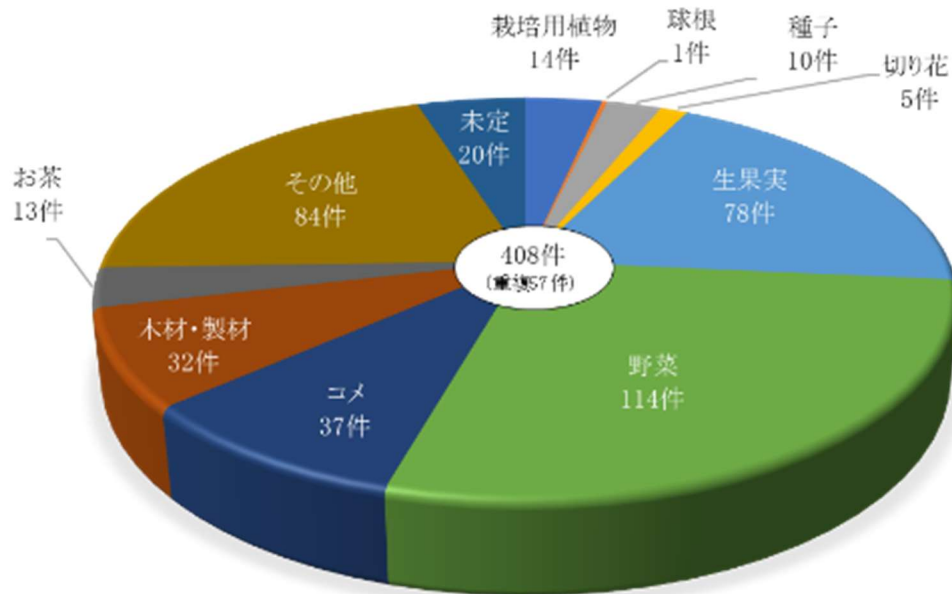


図9 品目別の相談件数

(5) 相談内容の傾向

相談内容は植物検疫条件等に関する相談が最も多く 323 件（65%）、次いで残留農薬 67 件（14%）、植物検疫手続き 34 件（7%）、消毒 25 件（5%）の順であった。その他は検査方法、輸送に関する課題、商社などとのマッチング、登録品種の取り扱いなどであった。

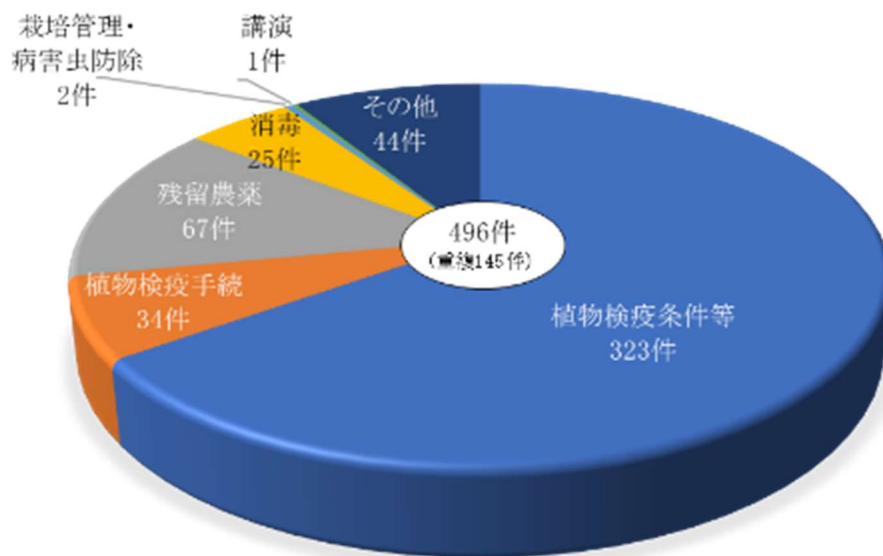


図10 相談内容別の件数

(6) ブロック別の相談件数

ブロック別の相談件数は、関東 156 件（44%）、近畿 48 件（14%）、九州 38 件（11%）、東海 34 件（10%）、東北 27 件（8%）、中四国 21 件（6%）、北陸 11 件（3%）、北海道 6 件（2%）、沖縄 3 件（1%）であった。その他は海外から我が国の農産物を輸入したいなど海外在住者からの相談で 7 件あった。

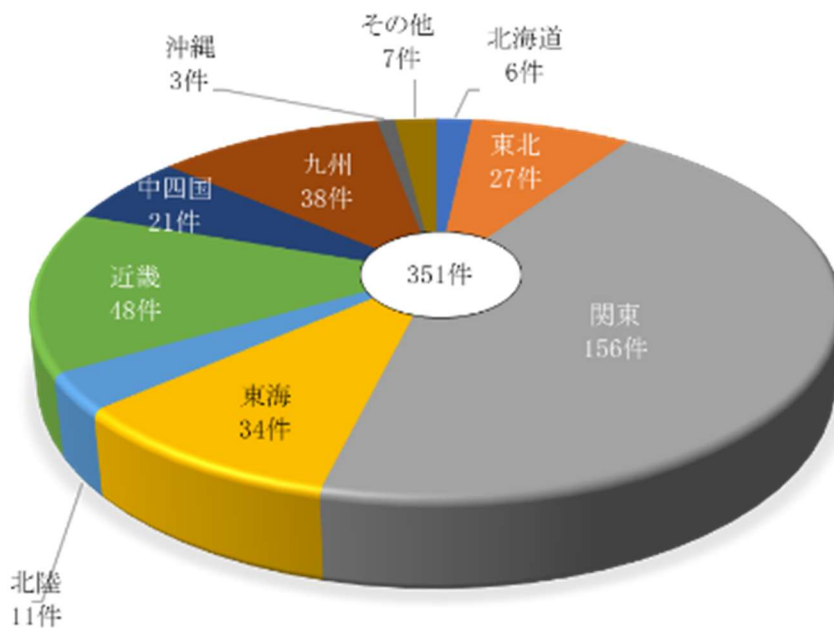


図11 ブロック別の相談件数

(7) 輸出先国別の相談傾向

相談を受けて作成したカルテ 351 件のうち、台湾向けの相談が最も多く合計で 70 件あった。台湾向けでは野菜や生果実に係る問い合わせが多く、全体の 8 割あった。野菜や生果実に係る問い合わせのうち植物検疫条件に係る問い合わせが最も多く 53 件、次いで残留農薬が 29 件であった。中でもイチゴ生果実に係る相談が多くあった。

次いで相談の多かったのは、アメリカ向けが 45 件で、リンゴやナシなどの生果実やイチゴやメロンなどの野菜などに係る検疫条件の問い合わせが 42 件、残留農薬に係る問い合わせが 8 件あった。また、木材（製材）の消毒に係る問い合わせが 4 件あった。

EU 向けでは盆栽などの栽植用植物が 3 件、青果物 14 件、お茶 3 件など、合計で 40 件あった。相談内容は検疫条件が 31 件、残留農薬と検疫手続きが 6 件、消毒が 5 件などであった。

相談の多かった輸出先国別の相談件数等は表 6 のとおりである。

表 6 主な輸出先国（地域）別の相談内容の内訳

輸出先国	件数	主な輸出品目（延べ件数）	相談内容（延べ件数）
台湾	70	栽植用植物（2）、種子（1）、切り花（5）、生果実（23）、野菜（33）、コメ（1）、お茶（1）、その他（12）	検疫条件（53）、検疫手続き（8）、残留農薬（29）、病虫害防除（1）、その他（8）
タイ	36	栽植用植物（1）、生果実（11）、野菜（24）、コメ（1）、その他（6）	検疫条件（30）、検疫手続き（2）、残留農薬（16）、その他（6）
シンガポール	31	栽植用植物（2）、切り花（2）、生果実（6）、野菜（18）、コメ（3）、その他（7）	検疫条件（30）、検疫手続き（4）、残留農薬（13）、その他（5）
中国	29	栽植用植物（1）、切り花（1）、生果実（4）、野菜（1）、コメ（2）、木材（13）、その他（9）	検疫条件（24）、検疫手続き（4）、残留農薬（3）、消毒（5）、その他（3）
ベトナム	22	種子（2）、切り花（1）、生果実（6）、野菜（5）、コメ（2）、木材（2）、お茶（1）、その他（7）	検疫条件（20）、検疫手続き（1）、残留農薬（4）、消毒（1）、病虫害防除（1）、その他（3）
香港	22	栽植用植物（1）、生果実（7）、野菜（11）、コメ（1）、その他（6）	検疫条件（22）、検疫手続き（3）、残留農薬（8）、その他（4）
韓国	17	栽植用植物（3）、生果実（5）、野菜（3）、コメ（2）、木材（2）、その他（3）	検疫条件（16）、検疫手続き（1）、残留農薬（4）、その他（3）
EU	40	栽植用植物（3）、種子（3）、生果実（7）、野菜（7）、コメ（3）、木材（4）、お茶（3）、その他（12）、未定（1）	検疫条件（31）、検疫手続き（6）、残留農薬（6）、消毒（5）、その他（4）
アメリカ	45	栽植用植物（2）、切り花（1）、生果実（7）、野菜（16）、コメ（2）、木材（5）、お茶（2）、その他（13）、未定（1）	検疫条件（42）、検疫手続き（2）、残留農薬（8）、消毒（4）、その他（2）
カナダ	12	生果実（3）、野菜（3）、コメ（1）、木材（2）、お茶（1）、その他（3）	検疫条件（9）、検疫手続き（1）、残留農薬（4）、消毒（3）、その他（1）
オーストラリア	11	栽植用植物（1）、生果実（2）、野菜（4）、木材（3）、その他（3）	検疫条件（9）、検疫手続き（2）、残留農薬（1）、消毒（3）、その他（1）

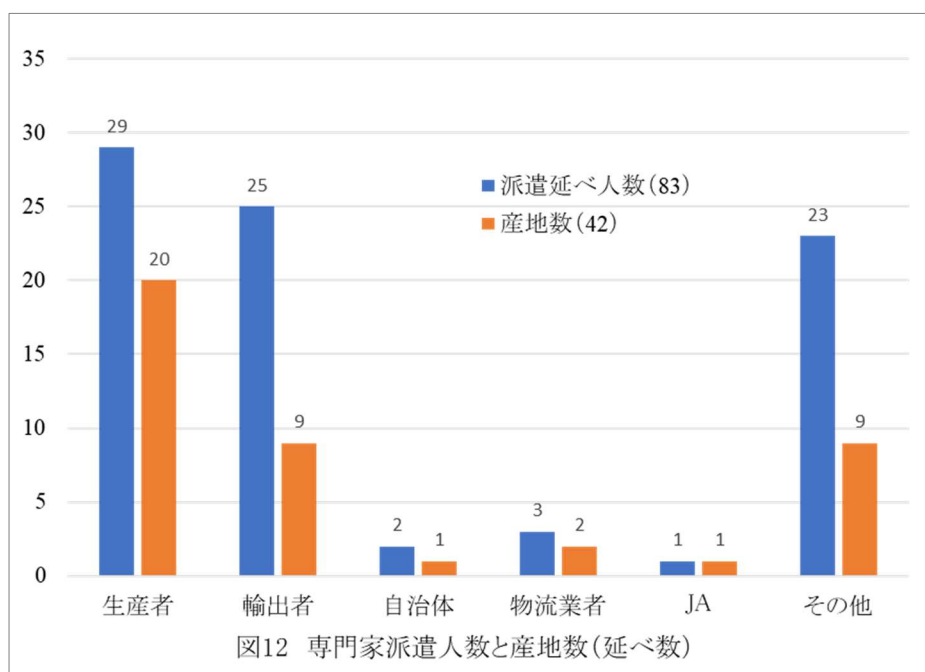
(8) 技術的支援の実施状況

輸出産地カルテ 351 件のうち、相談者から専門家による支援依頼のあった 42 件（全体の 12%）の産地等に対して、延べ 84 名の専門家を派遣し、輸出植物検疫の概要、輸出先国が要求する植物検疫条件、植物検疫に係る手続き、残留農薬に係る留意事項、輸出先国が設定している残留農薬基準値などの説明をするなどの支援のほか講演等を実施した。一方、専門家の派遣までは必要としないとして電話や電子メールで相談のあった 311 件（全体の 89%）については、相談者に対して輸出先国の要求する植物検疫条件、輸出に当たっての植物検疫手続き、輸出先国が要求する消毒の実施方法、輸出先国の設定している残留農薬基準値などについて説明するほか、必要に応じて資料等を作成して電子メール送信するなど支援を実施した。

なお、専門家を派遣した 42 産地中、17 産地は G F P 事務局（地方 G F P を含む）が主催する G F P オンライン訪問診断に専門家が参加したもので、輸出植物検疫の概要、輸出を希望する国の植物検疫条件、残留農薬の留意事項などについて説明した。

ア：相談者別の専門家派遣傾向

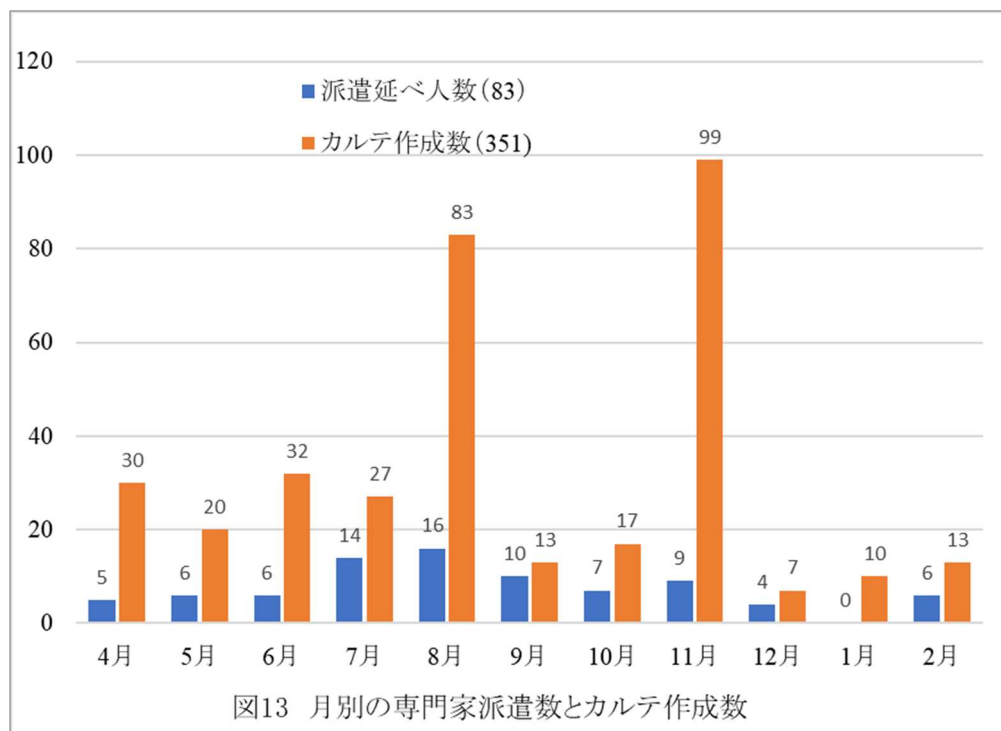
専門家を最も多く派遣した相談者は、生産者で 29 産地に延べ 20 名（全体の約 35%）を派遣した。次いで、輸出者で 9 産地に延べ 25 名（同 30%）を派遣した。また、コンサルタント事業者、農産物輸出を支援している団体などその他として 9 産地に延べ 23 名を派遣した。



イ：専門家派遣数とカルテ作成数の月別推移

月別に専門家派遣数とカルテ作成数を見ると、派遣が最も多かったのは8月で16名の専門家を派遣した。次いで7月の14名、9月10名などであった。専門家の派遣のうち、17産地26名はG F P事務局（地方G F Pを含む）が主催するオンライン訪問診断や訪問診断での派遣であった。

なお、8月と11月のカルテ作成が多いのは、農産物の輸出に係るイベントに参加し、植物検疫条件や残留農薬等に係る相談対応したためである。



8. 事例集の作成

今年度の事業で取り組んだ5事例については、別途事例集を作成した。
作成した事例の概要は次のとおり。

事例1：イチゴ生果実の輸出に取り組む事業者

品目：イチゴ生果実

主な輸出先国・地域：未定

〔輸出を目指す目的〕

イチゴは植物工場において無農薬で栽培している。栽培中にアザミウマなどの害虫が認められた場合は、人手による除去（殺虫）を行っている。現段階では収穫量が少なく、本格的な出荷には結びついていないが、安定的な収穫が得られた段階で、販売経路の一つとして輸出を考えたい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

現段階では、収穫量が少なく、輸出できる状況にはないが、輸出に向けて取り組みたいと考えている。輸出の手続きが全く分からないので知りたい。

〔専門家の支援等の内容〕

植物検疫の概要、輸出検疫の概要、輸出先国として希望する国の検疫条件、輸出検査の手順、植物検疫以外の留意事項、残留農薬規制などについて、資料を配布して説明した。また、夏イチゴの需要について質問があったことから、貿易統計によると夏場の輸出量は極端に少なくなっている旨を資料により説明した。

〔相談者の対応状況〕

相談者は、植物工場で無農薬栽培をしており、通年で収穫可能としている。イチゴ生果実の輸出量が減少する夏場の輸出も可能としているが、現状では収穫量が少なく、輸出に対応できる状況に無いとしている。今後、増産を図り輸出に取り組みたいとしている。

JFQA

イチゴの検疫条件（主な国）

輸出先	検 疫 条 件
全 国	Q 日本での輸出検疫を完了後に輸出できます。
韓 国	Q 日本での輸出検疫が必要です。
台 湾	Q 日本での輸出検疫が必要です。
中 国	X 中国が検疫条件を認定していないため輸出できません。
ベトナム	X ベトナムが検疫条件を認定していないため輸出できません。
タイ	☆ 二国間合意による条件を満たすことが必要です。 （主な条件：産地地域の登録、産地の登録、こんぶ登録の登録）
シンガポール	☆ 日本での輸出検疫を完了後に輸出できます。
フィリピン	Q 日本での輸出検疫が必要です。
ミャンマー	Q 日本での輸出検疫が必要です。
米国（本土）	P 米国が承認する輸入許可証の取得が必要です。 ただし、奄美群島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、大島列島で生産されたものは輸出できません。
露 露	☆ 二国間合意による条件を満たすことが必要です。 （主な条件：生産施設及び農薬使用施設の登録、生産施設及び農薬使用施設における残留農薬濃度のモニタリング、生産施設及び輸出時の検査）

輸出先（仕向国）の検疫条件に合った手続きが必要です

JFQA

図 14 イチゴ生果実の検疫条件

事例2：タイ向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む生産者

品目：イチゴ生果実

主な輸出先国・地域：タイ

〔輸出を目指す目的〕

相談者は、タイの友人からイチゴを輸出して欲しいとのオーダーを受けた。タイでは、日本産イチゴ生果実が人気とも聞くので、輸出してみたい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

輸出の経験がないので、イチゴ生果実の輸出に係る基本的な手続き等を知りたい。

〔専門家の支援等の内容〕

生産者を訪問し、植物検疫は輸出先国が要求する検疫条件に合致しているかなどについて行われ、合致していれば植物検疫証明書が発給されること、タイ向けイチゴ生果実については、二国間協議の合意事項に基づく検疫手続きを行う必要があること、残留農薬については、日本の基準値とタイの基準値を比較し、日本の基準値より低く設定されている農薬は使用せず、代替農薬を検討するのが望ましいこと、などを説明した。また、イチゴの病虫害防除マニュアルを紹介し、農薬散布の参考にすると良い旨などを説明した。

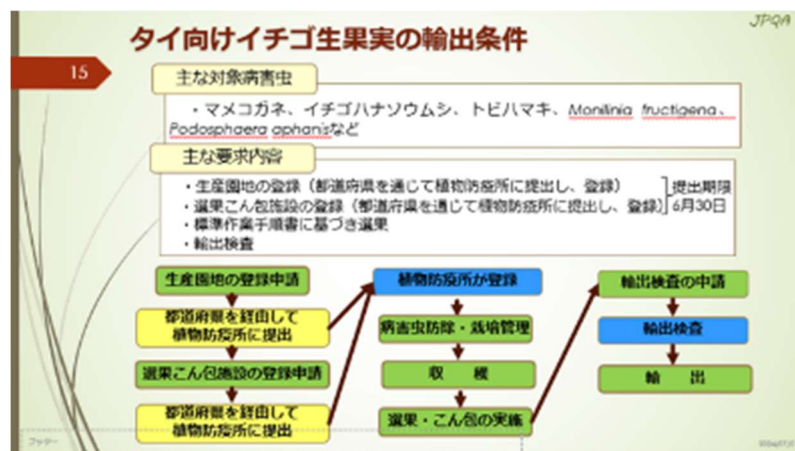


図15 イチゴ生果実の検疫条件

〔相談者の対応状況〕

相談者は、生産園地の登録、選果こん包施設の登録を行い、輸出の準備を整えたが、タイの輸入に関する規制により、個人輸入が認められないとされ、輸出が保留となった。個人輸入の可否については友人に照会中であるが、次年度の輸出に向けて今年も手続きを進めることとしている。また、カンボジアからもイチゴ生果実の輸入について引き合いがあったことから、輸出すべく検討していくとしている。

事例3：メロン生果実、キク切り花の輸出に取り組む生産者

品目：メロン生果実、キク切り花

主な輸出先国・地域：オーストラリア、台湾、シンガポール、アラブ首長国連邦

〔輸出を目指す目的〕

切り花用キクとメロンの栽培を行っている。今般、輸出事業者から輸出用メロンの出荷を求められた。メロンは有機 JAS に基づき生産しており、品質には自信がある。世界の人においしいメロンを味わって貰いたいと考えており、年間 1,000 玉程度輸出したいと考えている。

〔相談者が抱える主な課題等〕

輸出事業者から輸出用メロンの出荷を依頼されたが、これまで輸出したことがなく、輸出に向け準備しなければならないことが分からない。輸出先国は、オーストラリア、台湾、シンガポール、アラブ首長国連邦が候補に挙がっている。また、キク切り花も輸出できないかと思っている。切り花の輸出規制等についても知りたい。

〔専門家の支援等の内容〕

輸出への取り組みが初めてのことから、植物検疫、輸出検疫の概要、メロン及びキク切り花の主な国の検疫条件、輸出検査手順、残留農薬基準などについて説明するとともに輸出実績のデータを提供した。メロンの検疫条件では、香港、シンガポール、マレーシアなどは植物検疫証明書の添付を必要としないこと、台湾、アラブ首長国連邦、EU などは植物検疫証明書の添付が必要なこと、中国、ベトナム、オーストラリアなどは輸入を禁止しており輸出できないこと、タイ、アメリカは二国間協議事項の合意事項に基づく手続きが必要であることなど説明した。また、キク切り花についても、同様に主な国の検疫条件の詳細を説明した。

〔相談者の対応状況〕

メロン生果実については、マレーシア向けの輸出の依頼があったが、果実の出荷が終了していたことから、オーダーに対応できず今年度の輸出はできなかった。一方、キク切り花については、輸出者を介しての輸出が可能な状況となっているが、オーダーが無い状態で、輸出は実現していない。相談者は、次年度に輸出を実現させたいとしている。

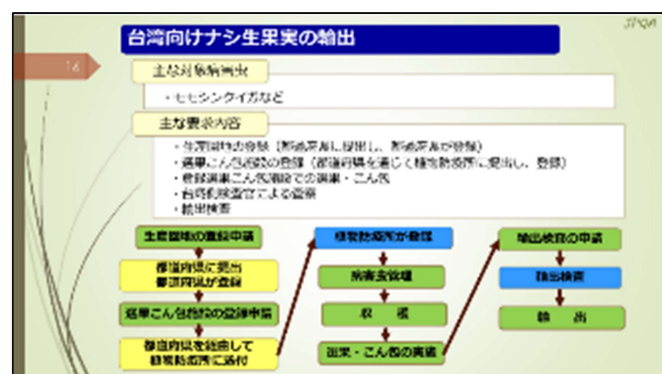


図 16 台湾向けナシ生果実に係るフロー

事例 4： 中国向けに木材の輸出を目指す生産者団体

品目： スギ材

主な輸出先国・地域： 中国

〔輸出を目指す目的〕

昭和20年代半ばから植林した地域のスギは、70年を経過し伐採可能になっている。相談者は近年増加している木材の輸出に注視し、中国をはじめとした海外での木材の需要の高まりから、地場産木材を輸出し、皆伐～再造林からなる循環型林業を目指すとともに山林所有者により多くの利益還元することにより地域林業の活性化を図りたいとしている。

〔相談者が抱える主な課題等〕

スギ材の輸出に当たって、①各国（主に中国）の検疫条件、②港湾施設等を利用するための手続き、③配船日程を決めるための集積、積載、通関、出港までの日数、④中国向け木材の消毒方法などが不明である。

〔専門家の支援等の内容〕

中国向け樹皮付き木材の検疫条件は、①消毒が求められており、輸出前又は中国輸入時に熱処理又は臭化メチルくん蒸等による処理が必要であること、②通常は、輸出前に日本で臭化メチルくん蒸が実施されること、③消毒終了後に植物防疫所又は登録検査機関の検査を受けて発給される植物検疫証明書を添付して輸出する必要があること、などを説明した。また、港湾施設の利用に当たっては、港湾管理者の承認を得る申請手続きが必要であること、木材の港湾施設への集積に当たっては、安全対策等の観点から関係者間の調整が望ましいこと、などを説明した。



図 17 木材天幕くん蒸の様子

〔相談者の対応状況〕

相談者は、中国向けにスギ材を輸出することとし、関係者を参集して情報を共有するとともに必要な手続き、調整等を行った。最初は、本船積みで輸出することとし、スギ材を集積後、本船への積み込み作業、本船くん蒸を実施して、予定どおり輸出した。その後、年内に本船積み 1 船、コンテナ積み 12Van を輸出した。相談者は、引き続き中国向けに木材の輸出を継続することとしている。

事例5：新たに青果物の輸出拡大を計画している生産者

品目： 青果物

主な輸出先国・地域： 台湾、タイ、EU、アメリカなど8カ国

〔輸出を目指す目的〕

ミニトマトなどを生産しており、商社を通じて輸出も行っている。今後イチゴなど新たな品目を栽培し、自社輸出を模索している。青果物の輸出拡大を図っていききたい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

青果物の各国の検疫条件や輸出実績を把握し、様々な青果物を輸出していききたい。また、青果物の輸出では残留農薬が課題となることから、台湾、タイ、EU、アメリカなど8カ国の農薬残留基準値を把握し、病虫害防除や農薬使用を適正に実施したい。

〔専門家の支援等の内容〕

相談者を訪問し、①輸出検疫の必要性、②主な国の青果物の検疫条件、③二国間協議事項に基づく青果物の必要な手続き及び求められる対応、④諸外国における残留農薬基準値に関する情報（別途、相談者が輸出したいと考えている台湾、タイ、EU、アメリカなどのナシ生果実及びワサビの残留農薬基準値表を作成し提供）、⑤主な青果物の輸出実績の資料を配布して説明した。その後、アラブ首長国連邦の残留農薬基準値についても照会があったが、有料サイトで検索できない旨などを説明した。

〔相談者の対応状況〕

相談者は、商社を通じてミニトマトの輸出を実施しているが、今後は自ら輸出することを検討している。更にミニトマト以外の青果物の輸出も実現したいとし、検疫条件や残留農薬対策などを講じて輸出することを目指している。農政局など関係機関にも輸出相談するなど、必要な情報の収集を積極的に実施している。今後、青果物の輸出商談等を行い、輸出する計画である。



図18 諸外国の残留農薬基準値の情報掲載サイト

9. 技術資料の作成

専門家が産地等において、植物検疫の概要や輸出植物検疫、残留農薬などの課題に対して技術的支援（説明）を行う際に活用できるよう地方G F Pの説明で使用した「農産物の輸出に係る植物検疫と残留農薬」と題して資料（パワーポイント）を作成した。

なお、当該技術資料については本報告書の別紙として掲載している。

10. 事業の実施

（1）事業計画書の提出

事業開始に当たり事務局は事業計画書（案）を作成し、後述する有識者検討会に諮り、内容の検討を行った。検討会での指摘を踏まえ、令和6年4月18日付けで農林水産省輸出・国際局輸出支援課あてに事業計画書を提出した。

また、事業の実施期間を通じ、毎月、事業の進捗状況（カルテ作成数、専門家派遣数、問合せ等件数、経費等）を報告するとともに、担当官の求めに応じ、随時、説明や資料送付を行った。

（2）有識者検討会の開催

事業の遂行に当たって、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理及び農薬の適正使用、③農作物の輸出に係るいずれかの業務に5年以上従事した経験のある有識者から構成される有識者検討会を設置し、事業の実施方針等に係る助言を踏まえるため検討会を開催した。

検討会では、有識者検討会運営内規、有識者検討会の委員長及び副委員長の選出並びに事業計画書（案）の検討・承認を行った。

なお、事業計画書（案）については、委員からの助言、意見を踏まえ、必要な修正等を行った上で承認された。

11. まとめ

（1）成果

全植検協では、平成29年度から農林水産省の委託を受けて「輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業」を毎年単年度で契約を結び、3年間継続して実施してきた。令和2年度からは事業の名称が「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業」と変更になったが、従前どおり輸出

を目指す産地等に専門家を派遣し、植物検疫や残留農薬（農薬の適正使用）等に関して支援等を実施した。平成 29 年度から今日まで、多くの専門家が産地等を訪れ、輸出先国の植物検疫条件や輸出に係る手続き、輸出先国と我が国の残留農薬基準の違い、農産物の輸出実績等を説明し、農産物輸出に係る知識の啓蒙や輸出意欲の増進などに務めてきた。また、現地で生産者等から更なる相談等（質問等）があった場合には、資料を作成して後日提供するなどの丁寧な対応を行うなどし、事業が知れ渡るにつれ、相談件数も派遣する専門家も増加の傾向が見られてきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和 2 年度には相談件数が大幅に減少するとともに専門家の派遣も大きく減少した。その一方で、徐々にオンラインによるビデオ通話など、新たなツールを活用した支援の実施なども導入されるようになった。

このような状況の中、本年度は本事業の実施に当たり、全国 10 ブロックに 17 カ所の相談窓口を設置するとともに 71 名の専門家を登録し支援体制を整え実施してきた。

本年度の事業では、農産物の輸出に関し、442 件の相談に対応するとともに、351 件の輸出産地カルテを作成することができた。また、このうち 42 件の生産地等に対し延べ 83 名の専門家を派遣し、相談者の抱える課題等について、支援等を実施した。また、電話やメールによる相談対応でも丁寧な説明を行うなど実施してきた。このような取り組みの結果、40 産地から農産物が輸出されたと情報を得た（2025 年 2 月末現在）。

具体的な支援等の内容は以下のとおり。

植物検疫では、①輸出先国の植物検疫条件、②一般的な輸出検疫や二国間協議事項に基づく手続きや流れ、③輸出植物検疫の概要や検疫の目的、④輸出検疫の受検方法や必要な書類、⑤消毒措置の方法などの説明ほか、生産園地や選果こん包施設を訪問し、より具体的な対策などを説明した。

残留農薬関係では、①輸出先国と我が国の残留農薬基準値の相違、②代替農薬の紹介、③残留農薬基準に係る WEB サイトの紹介、などを説明するとともに、残留農薬基準値について、輸出先国と我が国の数値等を調査して整理した資料を作成し、配布して説明するなどを行った。

このほか、①東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う規制、②ワシントン条約や種苗法の登録品種に係る手続き、③食品衛生（主にタイ）に係る規制、④食品添加物に係る規制、⑤植物検疫統計や貿易統計から取りまとめた輸出実績などの説明、⑥登録検査機関の紹介、⑦G F P の紹介などを行った。対面での説明や電子メールでの照会等にあっては、必要な資料をその都度作成して配布するなど丁寧な説明を行った。また、オンラインによるビデオ通話や講演で

は、プレゼンテーション用の資料などを作成して、植物検疫や残留農薬などに係る詳細な説明を行った。

その結果、次の成果等が得られた。

- ① 数年前から本事業で継続的に支援を行ってきた相談者が着実に輸出先国や輸出品目を増やし、輸出実績を上げることができた。
- ② 相談者が新たな輸出を始める際に、その都度相談窓口に連絡してくるなど頼られるようになった。
- ③ 輸出経験が全くなく、輸出先国の検疫要求があることも知らなかったのが大変勉強になったと感謝の言葉があった。
- ④ 輸出先国の検疫条件を知ることができ、実施すべき課題や対応が明確になったと感謝の言葉があった。
- ⑤ 輸出先国から **Phytosanitary Certificate** を添付するよう連絡を受けたが、専門家の説明で、何の書類かその意図が理解できた。
- ⑥ 台湾向けイチゴ生果実に関し、台湾側の残留農薬に係る情報を提供したところ、解決すべき課題が明確になり、栽培に取り組み易くなったと感謝の言葉があった。
- ⑦ 残留農薬について、代替農薬の紹介など専門家の支援を受け、不合格になることなく無事に輸出することができた。
- ⑧ 訪日外国人に日本の農産物をおみやげとして持ち帰って貰うための必要な手続きや体制などが明確になり、今後具体化し易くなった。

専門家や事務局がこのような支援を行うことによって、輸出に関心のある生産者や輸出者等が輸出に当たって取り組むべき課題等が明確になったことにより、①輸出への意欲喚起（又は輸出の可否判断）、②輸出先国の絞り込み、③病虫害防除の方法の確立、④残留農薬に係る対策等に貢献できたものと考えている。また、専門家も多くの経験を積み、相談対応のスキルを向上させることができたと思料しており、今後の農産物輸出に係る相談に更なる貢献ができるものと考えている。

（２）本事業で残された課題

本事業では、植物検疫、病虫害防除、農薬の適正使用などの専門家を登録して、様々な支援を実施してきた。その一方で、支援を行う上での課題や本事業だけでは解決できない課題等も生じた。

例えば、生産者等からは次のような声が聞かれた。

- ① 国内出荷向けに栽培しているので、輸出できなければそれでも良い。

- ② 専門家の説明で植物検疫制度などは理解したが、高齢で輸出のために今更栽培方法を変えられない。
- ③ 輸出先国の残留農薬基準を満たした農薬使用では十分な防除ができな
いと考えるため、輸出は行わない。
- ④ 輸出用に栽培管理をして、良い物を輸出したいが、病虫害防除と残留農
薬の兼ね合いが難しい。
- ⑤ 植物検疫条件や残留農薬基準値を調べるため、当該国の HP を閲覧する
が、言語の問題のほか、そのデータ等がどこに掲載されているのか分から
ない。

一方、支援を実施する専門家からは、次のような意見が寄せられた。

- ① オンライン支援が増え、植物検疫の必要性や検疫条件等について、資料
を投写して説明しているが、十分に理解を得られたか不明。
- ② オンライン支援を行っているが、時間的な制約もあり相談者が抱える課
題の把握が難しい。
- ③ 残留農薬基準について農林水産省が公表している国や品目以外の相談
に当たっては、輸出先国のホームページ等から情報を収集し、資料を作成
する必要がある、膨大な時間と手間が掛かる。
- ④ 農政局など関係機関との連携が必ずしも十分とは言えない。
- ⑤ 相談窓口同士の情報交換が行える機会があると良い。

本事業で解決できない課題等については、関係当局と情報を共有或いは相談
して対応するなどが必要と考えている。また、専門家が本事業に係る支援をす
るに当たっては、最新の植物検疫条件や農薬残留基準値などの情報を入手して
対応する必要があるが、これらの情報収集や情報の整理等も関係当局との連携
や情報共有が何よりも重要と考えている。関係当局との連携や情報共有では、
関係当局が開催する各種説明会への参加なども考えられ、積極的な活用が望ま
れる。併せて、今後、本事業で活動した専門家がこれまでの経験を生かして、
日本産農産物の輸出促進に貢献し、輸出意欲のある者（生産者、輸出者等）の
助けとなるため、専門家の自己研鑽等にも期待したい。

1 2. おわりに

2025 年 2 月、農林水産省は 2024 年 1～12 月の農林水産物・食品の輸出額が
1 兆 5,073 億円となり、初めて 1.5 兆円を超えたと公表した。公表資料による
と、農産物が対前年比 8.4%増の 9,818 億円、林産物が同 7.5%増の 667 億円、

その一方で水産物が7.5%減の3,609億円だったとした。全体の状況としては、①中国及び香港向けが水産物の輸入規制の影響を受け、大きく減少したが、中国及び香港以外の国・地域向けが大きく増加した結果、対前年比+3.7%と昨年を上回った、②国・地域別の輸出額では、米国、台湾、韓国向けなどの輸出上位国が2桁%の伸びを記録するなど、多くの国・地域が対前年比プラスを記録した、③品目別の輸出額では、ソース混合調味料、緑茶、牛肉、米などが2桁%の伸びを記録した一方、水産物の多くが中国・香港による輸入規制の影響で対前年比マイナスとなった、④関係者からの聞き取りでは、日本食レストランの増加、インバウンドによる日本食人気の高まり等を背景とした好調な外食需要のほか、事業者の販路拡大の取組等の進展が輸出増加の主な要因だったとしている。

中国や香港の水産物の輸入規制がある中、農産物の輸出が初めて1.5兆円を超えたことは、今後の大幅な輸出増に期待できる結果であったと言える。取り分け、課題解決支援事業で特に相談の多い、野菜や果物、コメ、お茶、木材などが大きく増加したことは、本事業による支援が輸出増のその一助になっていれば幸いである。

全植検協では、植物検疫に関する知識の普及を図るとともに、検査の受検体制の整備等を行い、円滑な植物検疫の推進に資するために活動を行っており、引き続き農産物や林産物の輸出増加のために尽力したいと考えている。